

生徒心得

北海道石狩翔陽高等学校

この「生徒心得」は、石狩翔陽高等学校の生徒として心得てほしい内容についてまとめたものである。時と場に応じて「何が正しいか」「どうするべきか」を正しく判断し行動できる力を身に付け、自己実現を目指す個人として成長し、社会の中で充実して生きるための行動規範として示している。守ることができない場合には、面談指導・反省文指導・特別指導などを課すこととなる。

1. 登校・時間に関すること

- (ア) 8時40分のチャイムが鳴る前に教室へ入室すること。
- (イ) 8時40分から朝読書を始める。机上及び身の回りには一切物を置かないこと。正しい姿勢で読書する。
- (ウ) 欠席・遅刻の際は、eメッセージにて8時20分までに、必ず保護者から連絡してもらうこと。
遅刻した場合は必ず職員室に立ち寄り、「入室許可願」をもらうこと。
- (エ) 早退するときは職員室で「早退許可願」をもらうこと。担任から保護者に連絡し、帰宅したら自宅から学校に連絡する。
- (オ) 他の教室や体育館への移動は、10分前行動・5分前集合を心がけること。間に合わなければ入室許可願が必要となる。

2. 服装に関すること

- (ア) 制服の改造・変形は認めない。発覚した場合は新品を買い直す。
- (イ) リボン・ネクタイは、登下校時においても常にきちんと着用する。忘れた場合は、速やかに貸出を申し出る。
- (ウ) 腰パン・シャツ出しはしない。指摘された場合は、立ち止まってその場で改善する。
- (エ) スカートの丈は、膝の中心より短いものは認めない。
- (オ) スカート時のソックスは紺・黒（ワンポイントまで可）とし、たるませることなく着用する。ショートソックスの場合は、くるぶしが完全に隠れる長さがあるものとし、上靴の高さと同程度やそれより短いものは認めない。
- (カ) ブレザーの腕まくりはせず、教室が暑い場合は各自の判断で着脱しても良い。ただし、儀式・集会・講演会・その他指定のある場合は除く。また、登下校時は必ず着用すること。
- (キ) 外套については、華美にならないものとする。（皮ジャン、スカジャン、毛皮のコートなど、ファッション性の高いものは認めない）
- (ク) 安全面を考慮し、サンダル・クロックス等での登下校はしないこと。
- (ケ) 個人の事情・判断によるジャージでの登下校は認めない。何らかの事情でジャージ登校となった場合は、1校時前までに職員室にて「異装許可願」を記入し許可を得ること。また、許可証は常に携帯すること。

3. 頭髪・身だしなみに関すること

- (ア) 頭髪・身だしなみについては、常に清潔感のある状態を保つこと。
- (イ) 染色・パーマ・エクステ等あらゆる加工は認めない。ドライヤー・アイロン・縮毛矯正での過度な変色は、たとえ染めていなくとも、黒く染めるよう改善を指示する場合がある。
- (ウ) 頭髪違反生徒は、保護者に連絡し帰宅指導となる場合がある。
- (エ) 前髪は目にかからない長さとする。ただし、眉毛の状態や表情がわかるように、眉毛が完全に隠れるような状態は禁止とし、眉毛が少しでも見えている状態とする。
- (オ) 長髪のまとめ方については、華美にならないようにし、いつでも元の状態に戻せるようにしておく。(団子・結び目等をスプレーで固める、過度な編み込み・ドレッド・コーンロウなどは禁止)
- (カ) ヘアアイロンの持ち込みは認めない。
- (キ) ヘアクリップ・シュシュ等の使用は認めない。黒のヘアピン・ゴムを使用すること。
- (ク) 化粧および色や匂いがつくようなリップは禁止とし、見つけ次第落とすこととする。
- (ケ) 装飾品(ピアス・指輪・ブレスレット・数珠等)、ディファイン、カラーコンタクトは認めない。
- (コ) 爪は伸ばさず、マニキュアを含め一切の加工をしない。
- (サ) 靴の紐の結び方を変えたり、踵を踏んだりしない。

4. 私物管理に関すること

- (ア) 教科書類はロッカーまたは持ち帰りとし、机の中は常に空にすること。(朝読書の本のみ可)
- (イ) 不必要な私物は教室内に置かないこと。
※ジャージ・柔道着・産社ファイル・辞書・芸術道具はロッカー置き可。
- (ウ) コート類は、教室後ろのフックに掛けること。
- (エ) 部活動の鞆は教室後ろに置くことを認める。但し、棚の上には置かないこと。
- (オ) 貴重品は、常に身につけるかロッカーに入れること。必要があれば教員に預けても良い。
- (カ) ロッカーは常に整理整頓を心掛け、必ず鍵をかけること。鍵を無くした場合は弁償(1200円)となる。

5. その他校内生活全般に関すること

- (ア) どんな時でも明るく元気な挨拶と正しい言葉遣いを心がけ、「～ながら挨拶」など相手に失礼のないようにすること。(例)イヤホンで音を聴きながら、ポケットに手をいれながら、スマホを見ながら等
- (イ) 職員室に用がある時には、基本的に1・2年次は会議室側から、3年次は普通教室側から入室し、クラス・番号・名前・要件を述べ担当の先生を訪ねる。
- (ウ) ゲーム機、トランプ等の不要物の持ち込みは禁止。一時預かりとし、放課後に担任から返却。
- (エ) カップ麺等の持ち込みを禁止する。近隣コンビニ等でお湯を入れて持ち込むことも禁止。
- (オ) 走り回ったり、奇声を発したりせず、落ち着いた学校生活を送ること。廊下・教室等の床に座らない。
- (カ) 認められた場所以外での飲食は禁止とし、廊下・階段での飲食はしない。校内でのガムは禁止。
- (キ) 何らかの指摘を受けた際は素直に従い、立ち止まってその場で指導を受けること。

6. 自転車通学に関すること

- (ア) 鍵は2つ以上つけ、駐輪場では必ず鍵をかけること。
- (イ) 駐輪場は年次ごとに定められた場所に正しく置くこと。
- (ウ) ブレーキやライトなどが正しく作動する整備された状態を常に保つこと。
- (エ) ステッカーの貼られていない自転車（無届車）には乗って来ないこと。やむを得ない場合は、校門指導の先生に申し出て職員玄関横に置く。その後、担任にも申し出ること。
- (オ) スマホをいじりながら、音楽を聴きながら等「～ながら運転」は危険な行為で、交通事故によって自分や相手の生命を失う、失わせる可能性があるため絶対にしないこと。
- (カ) 道路交通法の改正に伴い、ヘルメットの着用を推奨する。法改正の趣旨を踏まえて、保護者とよく話し合っ
て決めること。

7. アルバイトに関すること

- (ア) アルバイトを希望する場合は、保護者の了解・責任のもと下記の条件で許可する。ただし、あくまでも学校生活が中心であり、学業に支障が見られる場合には中止させる場合がある。無断アルバイトは指導対象となる。

- 【条件】
- ・午後9時までには帰宅できるように就業時間を設定すること。
 - ・酒類の提供を主とする業種や危険を伴う業種では就業しないこと。
 - ・定期考査1週間前および考査期間中には就業しないこと。

- (イ) 1年次生は学校生活に慣れることを優先とし、アルバイトの開始は夏休み以降とする。

8. 運転免許に関すること

- (ア) 原付自転車、オートバイ、自動車の免許取得は一切認めない。（3年次許可制）
- (イ) 家族以外の人間（友人等）が運転する自動車やバイクへの同乗は禁止する。

9. その他校外生活全般に関すること

- (ア) 深夜徘徊をしない。夜9時までには必ず帰宅すること。外泊は原則禁止（やむを得ない場合は必ず双方の保護者の了解を得ること）。
- (イ) 公共の場での言動に気をつける。地域や周囲の人間には常に見られているということを自覚すること。
- (ウ) 高校生入場が不適切な施設や、禁止されている施設（パチンコ店等）への出入りを禁止する。
- (エ) 「犯罪に荷担する」ことにならないよう、冷静な判断や必要な相談ができるようにする。
- (オ) 成人を迎えた時に、学校生活が乱れることにならないよう、法律をよく理解すること。

最後に・・・

服装や身だしなみに関するルールは、あくまでも校内的なものである。したがって、校外での活動や各種進路活動、進学・就職試験などの場面ではふさわしくない場合があることを十分に理解し、その場に応じた正しい判断が必要となることを忘れてはならない。

BYOD（一人一台端末制度）に関するルール

～スマートフォン・タブレット共通～

【はじめに】

1. 以下のルールを守り、快適な環境の中で学習ができるようにしていきましょう。
2. 自分勝手な行為は認められません。周囲の人の迷惑になるような行為はやめましょう。
3. 端末には大切なデータが保存されています。端末とデータを管理できる能力を身につけましょう。
4. 「誹謗中傷」や「いじめ」となることがあるので、そのような使い方は絶対にやめましょう。
※特別指導の対象となる場合があります。

【授業中に関するルール】

1. タブレットは、必ず担任や教科担任の許可・指示を受けてから使用すること。
2. スマートフォンは机やポケットではなく、ロッカーやカバンに保管すること。
3. 学習内容に全く関係のない使い方はしないこと。
例：ゲームをする、無関係のサイトを見る、など
4. 音量はオフにしておき、オンにする場合は担任や教科担任の許可や指示を受けること。
5. 無断で写真や動画を撮影しないこと。そのデータを無断で投稿・拡散しないこと。
6. クラウド（クラスルーム等）やアンケートなどにコメントを入力する場合、他の生徒や教員の誹謗中傷をしたり、授業の風紀を乱すような表現（例：卑猥・下品な表現など）をしたりしないこと。

【休憩中や放課後に関するルール】

1. 使用できる場所は、HR教室、生徒ホール、管理者（教科担任）が許可した特別教室のみとする。
上記以外の場所での使用や、歩きながらの使用は禁止とする。
2. 音量はオフにするかイヤホンを使用し、周囲に音が聞こえないようにすること。耳にイヤホンをつけながら校舎内の移動を行わないこと。
3. 大容量のデータをダウンロードするなど、通信に支障をきたすような行為はしないこと。
4. 紛失や破損、盗難に注意し、使用しない場合はロッカーやカバンに保管しておくこと。
例：移動教室の時に、HR教室の自分の机の中に入れておき、など
5. 無断で写真や動画を撮影しないこと。そのデータを無断で投稿・拡散しないこと。
6. 学習以外の目的で使用し、充電を無駄に消費することのないよう注意すること。
例：昼休みにゲームをしすぎて、6時間目の授業中に充電が切れる、など
7. 学校や家庭以外（市町村の図書館等）で使用する場合は、各所のルールやマナーを守って使用すること。
8. 校内のコンセントを使用しての充電は禁止とする。自宅で充電してくること。